

No. 11

かんきょう ニュース

今年度からごみの出し方が変わりました！

令和5年度から**ごみ券**と缶・ビン・ペットボトルそれぞれの**資源ごみ専用の袋**が廃止になり、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」をそれぞれ指定の袋で、「粗大ごみ」はシールで出していただくことになりました。収集日はお住まいの地区の収集カレンダーをご覧ください。



古紙(新聞、雑誌、段ボール)は自己搬入に加えて月2回、無料で収集しています。

段ボールについては新しく専用のリサイクルボックスをサンテラス、ひまりに設置しておりますのでそちらもご活用ください。

ご自宅で余ってしまった**ごみ券**は役場環境課・清掃センター・リサイクルセンター・各支所及び出張所で、**指定ごみ袋**または**粗大ごみシール**と交換いたします。

※差額分は現金で納入となりますのでご了承ください。

また、最近、指定袋以外の袋で出されたものや、きちんと分別ができていないごみが未回収のままごみステーション等に残っているという報告がありました。このようなごみ出しのルールが守られていないごみは回収を行いません。再度ごみ出しのルールの徹底をお願いいたします。

詳しいことは、隠岐の島町役場のホームページまたは令和5年2月発行の「ごみの分け方・出し方ガイドブック」をご覧ください。役場環境課までお問い合わせください。

不法投棄の防止にご協力ください！

毎年、隠岐の島町では不法投棄が発見されています。車や家電などの大きなものから空き缶などの小さなものまで捨てられている種類は様々です。どのような大きさや種類であっても不法投棄を行った者には 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金またはその両方が科せられます。不法投棄は絶対にやめましょう。

また、不法投棄は人目につかない場所で行われることが多いです。土地所有者や管理者の方は草刈りを行うなど日頃からごみを捨てられない環境づくりをよろしくお願いいたします。

ひとりひとりがルールを守り、気持ちよく生活ができる島にしていましょう

以下は隠岐の島町で発見された不法投棄の一部になります。



お問い合わせ先：隠岐の島町役場環境課 生活環境係

住 所：隠岐の島町下西 78-2

電 話：2-8565 FAX：2-4050